

岐阜県公報

目 次

訓 令 甲

○岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課)

ページ
一

号 外 (一) 平 成 二 十 七 年 十 月 一 日

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三十二号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三労働雇用課の表七の項中「勤労青少年福祉法」を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年十月一日から施行する。

平成二十七年十月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社